

第 2 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 3 1 年 2 月 1 8 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員 1 ^{おおた やすひろ}太田 泰弘・2 ^{おおた よしまさ}太田 義政・4 ^{たむら あきら}田村 明・8 ^{き た よしゆき}喜多 義幸
9 ^{いしい やすひろ}石井 康宏・10 ^{かわぐち くにじ}川口 邦次・11 ^{よこやま はくお}横山 帛生・12 ^{あさお てつや}浅生 哲也
13 ^{ひらい ひでつぐ}平井 秀次・19 ^{さ の こ}佐野すま子・21 ^{さかの だいてつ}坂野 大徹・24 ^{かわべ ちあき}川邊 千秋

以上 1 2 名

欠 席 委 員 3 ^{さかくら ゆきみつ}坂倉 行光・5 ^{まえかわようこ}前川洋子

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 喜多 義幸

事 務 局 職 員 藤井事務局長・竹田主査

総 合 支 所 河芸：倉田主事補 美里：紀平担当主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議 事 録 署 名 者 12 ^{あさお てつや}浅生 哲也・19 ^{さ の こ}佐野すま子

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について (別冊)

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第2回第1農地部会を開催させていただきます。
- 本日の欠席は3番の坂倉行光委員、5番の前川洋子委員、川邊千秋委員はちよつと遅れて来るということですのでよろしくお願いします。欠席が2名で出席委員は12名です。
- それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。12番の淺生哲也委員、19番の佐野すま子委員、よろしくお願いします。
- まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第5号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 はい、議長。座って失礼させていただきます。それでは、報告案件の説明をさせていただきます。
- 議案書の1ページから4ページをお願いいたします。
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
- 番号1から22で、合計件数は22件、合計面積は54,228㎡、ですべて田でございます。
- これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 5ページから8ページをお願いいたします。
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
- 番号1から8で、合計件数は8件、合計面積は38,014㎡で、その内訳は田が30,107㎡、畑が7,489㎡、その他が418㎡、でございます。
- これらにつきましては、相続の届出でございます。
- なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 9ページをお願いいたします。
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
- 番号1、太陽光発電施設用地
 番号2、番号3 駐車場用地
 番号4、宅地分譲用地
 番号5と番号7 資材置場用地
 番号6 一般個人住宅用地
 でございます。
- 合計件数は7件で、合計面積は4,466㎡、その内訳は田が1,807㎡、畑が2,659㎡でございます。

番号7の地番表記について少しご説明させていただきます。この地番の意味について、法務局へ確認したところ、2つの地番が合筆されたという意味であるとの回答がありました。

また、書籍等にて調べたところ、明治8年頃から明治32年までの間に合筆が行われた時にこのような表記をし、その後100年に至って土地に異動がなかった時は、当時のままの表記が現在まで残っているという稀な例であり、現在ではこれを『合併地番』と呼び、同じような表記方法はしないということが分かりました。

10ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、駐車場用地

番号2、店舗用地

でございます。

合計件数は2件で、合計面積は190㎡、この内訳は田が123㎡、畑が67㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、番号2は 駐車場用地

番号3、番号4、番号5については 太陽光発電施設用地
でございます。

合計件数は5件、合計面積は1,602.25㎡、この内訳は田が1,445㎡、畑が157.25㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、
でございます。

番号1、地区 大里、受人 _____、面積 58,536㎡、渡人 _____、面積 280㎡、申請地 大里窪田町北一色 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 280㎡。

これにつきましては、受人は、遠方により離農する渡人から、申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 大里、受人 _____、面積 58, 536 m²、渡人 _____、面積 422 m²、申請地 大里窪田町北一色____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 33 m² 外1筆、合計面積 112 m²。

これにつきましては、受人は、病気等による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 上野、受人 _____、面積 15, 767 m²、渡人 _____、面積 5, 734 m²、申請地 河芸町東千里東番場____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 011 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 上野、受人 _____、面積 15, 767 m²、渡人 _____、面積 1, 631 m²、申請地 河芸町東千里東番場____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 011 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 上野、受人 _____、面積 15, 767 m²、渡人 _____、面積 2, 213 m²、申請地 河芸町東千里東番場____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 011 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 安濃、受人 _____、面積 15, 767 m²、渡人 _____、面積 10, 715 m²、申請地 安濃町清水北浦____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2, 675 m² 外1筆、合計面積 5, 369 m²。

これにつきましては、受人は、渡人に要望をし、申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 明合、受人 _____、面積 15, 408 m²、渡人 _____、面積 17, 584. 43 m²、申請地 安濃町荒木南興____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 2, 030 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 明合、受人 _____、面積 16, 945 m²、渡人 _____、面積 16, 945 m²、申請地 安濃町野口平塚____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 280 m² 外4筆、合計面積 7, 005 m²。

これにつきましては、生前部分贈与です。

以上、件数は8件 合計面積は17, 829 m²。このうち田が17, 437 m²、畑が392 m²でございます。

これらの案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番、2番。

事 務 局 本日、大里地区担当の坂倉委員さんがご欠席ということで、事前にご連絡いただいております。2月10日の日に地元推進委員と現地確認を行っておりまして、問題なしということでご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

議 長 はい、ありがとう。番号3番から5番まで。これ私とこです。地元推進委員も別に問題ないということでしたので、事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 番号6番。

浅生委員 12番 浅生です。地元推進委員も別に問題なしということで、よろしくお願いします。7番、地元推進委員は同じ日にはみえませんでした。前日に見てもらい問題なしということです。8番につきましても、同じく問題なしということで、よろしくお願いします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 13ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 明、申請者 _____、申請地 芸濃町林墓ノ谷_____
台帳地目 田、現況地目 畑、面積 563㎡ 外2筆、合計面積 909㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡、設置率は、転用面積の58.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、面積は田で563㎡、その他で346㎡、合計面積は909㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

川口委員 10番 芸濃の川口です。8日の日に地元推進委員と農業委員2名で現地確認いたしました。申請人の方からは別に問題がないということでございました。そのように承っております。どうか、よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転) 事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)でございます。

番号1、地区 高茶屋、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 991㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、537.84㎡、設置率は、転用面積の54.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高茶屋、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 高茶屋小森町犬塚 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、478.08㎡、設置率は、転用面積の47.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 雲出、受人 _____、渡人 _____、申請地 雲出本郷町西添_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 011 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、531.36 m²、設置率は、転用面積の52.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 雲出、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯新田_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 028 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、442.8 m²、設置率は、転用面積の43.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本百々_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積 318 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 安濃、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町内多堀河部_____, 台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 2, 088 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、事業拡大により既存の資材置場が手狭になってきたことと、賃貸していた資材置場を返却したことに伴い、申請地を資材置場用地とするものですが、既に平成10年10月頃より、駐車場及び資材置場として使用している旨の始末書が提出されています。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件で、合計面積は6, 447 m²、このうち田が4, 359 m²、畑が2, 088 m²でございます。

これらの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

太田委員 1番、太田です。8日の日に地元推進委員と現地確認をさせていただきました。事務局の説明のとおり問題ないということでございます。2番、3番、4番については守山会長、喜多部会長、地元推進委員、立会いのもと、現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ないということで、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。番号5番。

川口委員	10番、芸濃の川口です。8日の日に地元推進委員と現地を確認いたしました。別に地元推進委員も問題はないということで、事務局の説明どおり問題ないということで、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。番号6番。
浅生委員	12番、浅生です。現地確認は会長、部会長と共に現地確認を行いました。地元推進委員も別に問題なしということです。よろしくお願いします。
議 長	ありがとう。地元委員さんからは異議のない旨の発言ありました。皆さんいかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。 次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。
事 務 局	15ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 高茶屋、借人 _____、貸人 _____、申請地 高茶屋小森町瓦ヶ野_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 101㎡外1筆、合計面積 431㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に4年間の賃貸借権を設定し、申請地を資材置場及び駐車場用地とするものですが、既に平成15年頃より、駐車場として使用している旨の始末書が提出されています。農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号2、地区 雲出、借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯_____、台帳地目・現況地目 畑、面積 1,091㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に10か月間の賃貸借権を設定し、申請地を雲出古川伊倉津高潮堤防工事の仮設事務所及び資材置場用地として一時転用するものです。 農地区分は、農業振興地域内農用地区域になりますが、不許可の例外により一時転用が認められるものと判断されます。 以上、件数は2件、面積は畑で1,522㎡でございます。 この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号 1 番。
太田委員	1 番、太田です。8 日の日に地元推進委員と現地確認をさせていただきました。事務局の説明どおり問題ないということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。2 番の件ですがこれも 8 日の日に会長、部会長、地元推進委員に立ち会ひていただき、確認をいたしました。問題ないということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第 4 号については許可することに決定いたします。 次に議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。
事 務 局	16 ページをお願いいたします。 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 番号 1、地区 一身田、借人 _____、貸人 _____、申請地 一身田 豊野るノ坪 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 759 m² 外 1 筆、合計面積 1,385 m²。 これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を自己が経営する運送業用の大型トラック等の駐車場及び農業用施設用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 次に、番号 2 につきましては、津市で初めてご審議いただきます、営農型太陽光発電施設設置に伴う一時転用の案件となりますことから、これより少しお時間を頂戴し、許可要件等の概略をお手元の資料を参考に、説明させていただきます。 まず、お手元の資料ですが、1 枚目がカラー刷りでそれからは白黒の 2 枚で、計 3 枚の資料をお手元に配布させていただきました。そちらをもとに少し説明をさせていただきます。 営農型資料の 1 枚目、『営農型太陽光発電設備について』をご覧ください。 左上に記載のありますとおり、営農型太陽光発電とは、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みを指し、支柱の基礎部分について一時転用許可が必要となるものです。 次に下をご覧ください。 営農型太陽光設置の許可要件としては、これまでの恒久転用となる太陽光設置の時と変わらず、転用の確実性と周辺農地への被害防除措置についてご判断

いただくものですが、加えて、主に下部での営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるかどうか、農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているかどうか、支柱の高さは、2 m以上確保し、農業機械等の利用が可能であるかなどを確認する必要があります。

次に右上にある「一時転用期間の延長」欄をご覧ください。

当初平成25年3月に農地転用許可制度上の取扱いが明確化された時は、一時転用期間が3年であったものを、これまでの実状に合わせ、平成30年5月に農地法の改正がなされ、優良農地における営農型太陽光設置の一時転用は、一定の条件を満たせば10年とする変更が行われました。

営農型資料の2枚目、『許可条件の項目について』をご覧ください。

営農型太陽光設置にかかる許可書には、8項目の許可条件を追加し、発行されるもので、これにより許可を受けた者は、毎年の農作物に係る状況の報告、営農状況が著しく劣っている場合など、適切な営農が継続されていない場合は、作付作物の変更や太陽光発電施設の改善措置を迅速に講じなければならない等の制約を受けることになります。

営農型資料の3枚目、『都道府県別・県内市町村別の営農型発電許可実績一覧表』をご覧ください。

都道府県別の許可件数を見ると、各県でばらつきはありますが、平成25年3月の農地法改正以降、関東エリアが突出して多いのに対し、東海エリアは、さほど設置件数は増えていないように見受けられます。

また、三重県内に目を向けると、各市町とも設置件数は増えておりませんが、現段階において、営農型太陽光に対する具体的な相談等、増加傾向にあると関係各機関より聞いております。

それでは、番号2の説明させていただきます。議案書の16ページをご覧ください。

地区 上野、借人 _____、貸人 _____、申請地 河芸町西千里亀井____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 832㎡のうち0.18㎡。

これにつきましては、市が認定する認定農業者である借人は、父である貸人との間に10年間の使用貸借を設定し、申請地の上空に営農型太陽光発電施設を設置し、下部において柿の栽培を行うため、一時転用の許可を受けようとするもので、支柱高さを2メートル以上確保すると共に、日陰でも育つ作物に対しある程度の日照を確保し、簡易な構造で容易に撤去できる支柱で設計されていることと、栽培方法については、他市での同じ実例に基づく資料を取り寄せ、標準的な栽培マニュアルも準備されております。

農地区分は、農業振興地域内農用地区域になりますが、不許可の例外により一時転用が認められるものと判断されます。

続きまして番号3以降の説明に移りたいと思います。

番号3、地区 棕本、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町棕本東豊久野____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 958㎡ 外1筆、合計面積 1,784㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申

請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、535.44㎡、設置率は、転用面積の30%となりますが、申請地に雨水を排水する為の側溝を設置する旨と、メンテナンススペースとして使用する旨の理由書が添付されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 辰水、借人 _____ 外1名、貸人 _____、申請地 美里町穴倉内戸 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 499㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安濃、借人 _____ 外1名、貸人 _____、申請地 安濃町太田具明 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 291㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は3,959.18㎡、このうち田が1,884.18㎡、畑が2,075㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

田村委員 4番、田村です。2月8日の日に会長、部会長、地元推進委員とで現地確認を行いました。事務局の説明どおりで特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとう。番号2番。これ私とこです。今事務局から説明のあったとおりでございますのでよろしく。地元推進委員も別に問題ないと思いますが、初めてのことでということでしたので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号3番。

川口委員 10番、川口です。8日の日に会長、部会長出席のもと、地元推進委員と現地確認いたしました。地元推進委員、別に意見はないということでございますので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号4番。

横山委員 11番、横山です。2月の6日に地元推進委員と支所職員と共に現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ないと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長	番号 5 番。
浅生委員	1 2 番、浅生です。地元推進委員も問題なしということで、よろしくお願いします。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第 5 号については許可することに決定いたします。 次に別冊でお配りしました、議案第 6 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 資料の 2 枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。 まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で 1 0 1 , 7 7 8 m²、畑の賃貸借、使用貸借で 4 , 1 4 8 . 9 1 m²、契約件数は 4 5 件でございます。 河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で 4 8 , 0 0 6 m²、畑の賃貸借で 7 2 m²、契約件数は 1 9 件でございます。 安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 8 0 , 3 1 4 m²、畑の賃貸借、使用貸借で 3 , 4 2 2 m²、契約件数は 2 6 件でございます。 芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 2 2 , 7 3 8 m²、契約件数は 1 0 件でございます。 美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 1 6 , 9 3 4 m²、畑の使用貸借で 2 , 1 6 7 m²、契約件数は 6 件でございます。 香良洲地区につきましては、契約はございませんでした。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて 2 6 9 , 7 7 0 m²、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で 9 , 8 0 9 . 9 1 m²、合計契約件数は 1 0 6 件、合計面積は 2 7 9 , 5 7 9 . 9 1 m²となっております。 次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区14件、河芸地区5件、安濃地区23件、芸濃地区8件で合計50件、合計面積は152,947㎡でございます。なお、認定農業者への集積率は、件数で47.2%、面積で54.7%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

議長 整理番号62、ほか1件についてです。この2件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。次に、整理番号102についてです。一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号88、ほか2件についてです。一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この3件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号 2 2、ほか 6 件についてです。
一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この 7 件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号 4 1、ほか 2 6 件に関する分についてです。
一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この 2 7 件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、議案第 6 号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
以上で、第 2 回第 1 農地部会を終了いたします。

午前 1 0 時 4 7 分

上記は、第 2 回第 1 農地部会の議事を録したものである。

平成31年2月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____